

令和 8 年（2026 年）8 月 1 日

法務大臣 様

厚生労働大臣 様

最高裁判所事務総局家庭局長 様

特定非営利活動法人 奈良県自閉症協会

理事長 河村 舟二

〒639-1055 奈良県大和郡山市矢田山町 84 番地の 10

成年後見制度改正（令和 8 年法律第 45 号）の施行に向けた要望書

— 支援付き意思決定（SDM）原則に基づく「意思と選好」への基準転換を、政省令・運用指針に反映することを求めて —

2026 年 6 月 17 日に成立した改正民法（令和 8 年法律第 45 号）は、「後見・保佐・補助」の三類型を「補助」へ一本化し、終身制を廃して必要な期間だけ利用できる仕組みへと改める、成年後見制度創設以来の大改正です。この改正は、必要最小限の介入という比例原則の水準において明確な前進であり、私たちはこれを高く評価します。

しかし、改正の羅針盤は「本人の意思と選好」へと明示的に転換されたわけではなく、なお代行決定のパラダイムの内部にとどまっています。基準の転換と、それを支える手続的担保が欠けたまま施行を迎えれば、「保護の文化」——本人の意思よりも周囲の善意を優先し、家族や専門職の代行を当然とする社会的態度——が、改正法の内側へ再流入しかねません。

つきましては、2028 年度中に見込まれる施行に向けて策定される政省令、家庭裁判所の運用・実務指針、及び意思決定支援ガイドラインの整備、並びに次期改正の検討に際し、下記の要望事項を反映していただくよう強く要望いたします。

（1）**基準の欠落** 一本化された「補助」も、家庭裁判所が定める範囲で代理権・同意権・取消権を行使する構造を保持しており、その運用を導く規範的な羅針盤が「意思と選好」へ明示的に転換されていません。民法 858 条の身上配慮義務は本人の意思の尊重を排除しないものの、意思確認の方法・記録・検証といった手続的担保を伴わないため、実務上は後見人等の裁量的判断に委ねられています。

（２）手続の欠落 本人の意思を探索する過程を記録し、検証可能とする義務が制度に組み込まれていません。裁量に委ねられた善意は、既存の様式——代行と最善の利益——へと自然に回帰します。

（３）先行する動き 厚生労働省は令和 8 年 7 月 10 日開催の社会保障審議会障害者部会（第 157 回）に、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（第 2 版）案」を提示しました。同案は、「本人の最善の利益」という表現を削除し、障害者権利委員会が示す「意思と選好に基づく最善の解釈」という表現に基づいて意思決定支援を再定義しています。これは、本要望が求める基準転換の方向性が、障害福祉サービス提供の実務においてすでに採用され始めていることを意味します。私たちは、この転換を高く評価するとともに、同じ基準転換を、成年後見制度の運用及び民法の規定そのものにも及ぼすべきであると考えます。

要望 1 判断基準を「最善の利益」から「意思と選好」へ転換すること

民法 858 条の身上配慮義務を、「本人の意思及び選好の尊重と実現」を中核とする義務へと格上げしてください。代行を要する場面においても、規範とすべきは後見人等が想定する本人の利益ではなく、生活史・選好・行動パターンに基づく「意思と選好の最善の解釈」です。アイルランドの意思決定能力支援法（2015 年制定・2023 年 4 月施行）が「最善の利益」基準を用いず、意思と選好を軸とする段階的支援を定めている点は、実装可能なモデルとして参照できます。厚生労働省の意思決定支援ガイドライン第 2 版案は、障害福祉サービス提供の場面で、まさにこの基準転換を先行して実現しており、成年後見制度の側にこれを及ぼすことは、両制度の整合性を確保するうえでも必要です。

【反映先】法務省（政省令・運用指針、次期改正）

要望 2 支援を段階化し、最終手段としての代行を内部から改造すること

一本化された「補助」の運用を、意思決定の補助・共同決定・（最終手段としての）代行という段階構造として設計・運用してください。各段階は必要最小限に比例し、期間を定め、見直しに服するものとし、最終手段たる代行も「意思と選好」に法的に拘束してください。ペルーの 2018 年立法命令 1384 号（後見の廃止、支援付き意思決定制度への全面置換）は、より徹底した参照点として、全廃モデルの射程を示しています。

【反映先】法務省（政省令）・最高裁判所（家裁運用）

要望 3 意思探索プロセスの記録・検証を義務づけること

医療同意、住まいの変更、財産の重要な処分等の重要な意思決定に際しては、絵カード・実物提示・行動観察・生活史分析等の技法を用いた意思探索の過程を診療録・支援記録に明記し、検証可能とする手続を標準的実務として義務づけてください。意思決定支援ガイドライン

第2版案は記録の意義を指針として示していますが、これを事業者の努力目標にとどめず、指定基準や報酬算定基準における義務的要件へ格上げすることを求めます。反応が乏しく確度の高い推定が困難な場合であっても、探索を尽くす手続上の義務は免除されるべきではありません。第2版案に付随する事例集が示す、いったん行った意思の解釈を、その後の反応の変化から見直した事例は、記録の蓄積と継続的な検証を欠けば、誤った解釈が代行決定として固定化しかねないことを裏づけています。

【反映先】厚生労働省（意思決定支援ガイドライン改定・指定基準）・最高裁判所（家裁運用）

要望4 多職種意思決定支援会議と独立した関与者を制度化すること

医師・看護師・相談支援専門員・生活支援員・家族・当事者団体等が、本人の生活史・選好・行動に関する情報を持ち寄り、合議で「本人の意思に最も近い選択」を検討する会議を、重要な意思決定の標準手続として位置づけてください。あわせて、家族や専門職による代行決定が「善意」の名のもとに無批判に正当化されないよう、本人のための独立した関与者の確保と、定期的な見直しの仕組みを制度に組み込んでください。

【反映先】厚生労働省（意思決定支援ガイドライン改定・専門家会議）

要望5 施行に向けた政省令・実務指針・ガイドラインへ反映すること

改正法は器を用意したにとどまります。2028年度の施行に向けて策定される政省令、家庭裁判所の運用、意思決定支援ガイドラインの改定に、本要望の基準転換（意思と選好）と手続的担保（記録・検証・独立関与者・定期見直し）を明記してください。

【反映先】法務省・厚生労働省・最高裁判所（施行準備全般）

要望6 医療・福祉・教育の実務文化を同時に変革すること

制度改革のみでは足りません。序列化する眼差しを温存したまま制度だけを改めても、「保護」に代わる別の排除の回路が形成されかねません。医療におけるインフォームド・コンセント実務の再構築、福祉従事者への意思決定支援研修の義務化、施設運営の管理型から本人主体型への転換、教育における意見表明権の日常的保障を、制度改革と並行して進めてください。

【反映先】厚生労働省（研修施策）・関係省庁

要望7 「法的能力の不可侵」の明文化を次期改正の課題として設定すること

今回の改正が残した根本課題は、民法から「判断能力の低下→法的能力の制限」という短絡を除去することです。法的能力の不可侵を明文化し、後見的装置を支援取決めへと再編することを、次の改正段階の目標として明確に設定してください。この方向は、CRPD委員会が2022年の対日総括所見において示した、代行決定から支援付き意思決定への転換という勧告の方向と

整合します。意思決定支援ガイドライン第2版案は、事業者による支援実務のレベルではこの転換に着手していますが、法的能力そのものの位置づけという民法の根幹には踏み込んでいません。運用指針の転換を、法概念の転換へとつなげることを次期改正の課題として明記してください。

【反映先】法務省（次期改正の検討課題としての明記）

二つの問題——民法の短絡と、「保護」の名による法的能力の否定——は、分離して回避することができません。民法の短絡を切るには、基準の転換（最善の利益から意思と選好へ）が必要です。「保護」による否定を断つには、様式の転換（代行から支援へ、剥奪から行使支援へ）が必要です。この二つは、同一の転換の表裏です。

2026年改正は、比例原則の水準でその器を用意しました。残された課題は、器に「意思と選好」という中身を注ぎ、手続で担保し、実務文化で下支えすることに尽きます。「本人の意思が制度上消滅する」という事態を終わらせることこそが、CRPDの理念を日本社会に根づかせるための第一歩です。以上、要望いたします。

以 上

- ・ 改正民法（成年後見等関係）（令和8年法律第45号。2026年6月17日成立。三類型の「補助」への一本化、終身制の廃止、支援範囲の限定化。施行は公布から2年6か月以内の見込み）。
- ・ United Nations（2006）障害者権利条約（CRPD）第12条「法の前にひとしく認められる権利」。
- ・ CRPD委員会 一般的意見1号（2014）——代行決定から支援付き意思決定への転換、意思と選好の尊重。
- ・ CRPD委員会「対日総括所見」（CRPD/C/JPN/CO/1、2022年9月採択）——代行決定制度の見直し勧告。
- ・ アイルランド 意思決定能力支援法（Assisted Decision-Making (Capacity) Act 2015、2023年4月施行）——禁治産制度を廃止、最善の利益基準を用いない段階的支援。
- ・ ペルー 立法命令1384号（2018）——全障害者の完全な法的能力の承認、後見の廃止、支援付き意思決定制度の導入。
- ・ 厚生労働省「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」。
- ・ 厚生労働省「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（第2版）案」

（社会保障審議会障害者部会第 157 回、令和 8 年 7 月 10 日、資料 3）。

- ・ 厚生労働省「意思決定支援ガイドラインをより理解するための事例集」（社会保障審議会障害者部会第 157 回、令和 8 年 7 月 10 日、参考資料 2）。

連絡先

特定非営利活動法人奈良県自閉症協会

理事長 河村 舟二

〒639-1055 奈良県大和郡山市矢田山町 84 番地 10

TEL 0743-55-2763

kawafune@ares.eonet.ne.jp